

平成30年7月23日

大阪府電気工事健康保険組合

3割負担の高齢受給者証をお持ちの方へ（お知らせ）

平素は当健康保険組合の業務にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、この度**平成30年8月**に70歳以上の現役並み所得者(3割負担)の高齢受給者証をお持ちの方の「自己負担限度額」が改正されます。

現在3割負担の方は自己負担限度額が標準報酬月額により現役並みⅠ、現役並みⅡ、現役並みⅢ、の3区分に分かれます。

つきましては、医療機関の窓口で区分の確認が必要な**現役並みⅠ、現役並みⅡの方のみ**に健保組合から事業所様宛(任継の方はご自宅宛)「**限度額適用認定証**」を送付しました。

新たに今回「限度額適用認定証」を交付された方は以下の点にご留意ください。

詳細は、別紙（「健康保険限度額適用認定証」について）をご参照ください。

記

平成30年8月より

○健康保険被保険者証（カード）

○高齢受給者証

○**限度額適用認定証（今回同封のもの）**

上記3点を医療機関に受診される時は（外来、入院を問わず薬局を含む）**必ず提示してください。**

ご注意ください

「限度額適用認定証」を提示されない場合は、医療機関で現役並みⅢの方の限度額までの支払を求められますので、必ずご提示くださいますようお願いいたします。

※現役並みⅢ（標準報酬月額83万円以上の方）の区分の方、2割（1割）負担の方は今まで通り、健康保険被保険者証（カード）と、高齢受給者証の2点を医療機関に提示して受診してください。

※現役並みⅠ、現役並みⅡの区分の方は今回特に「限度額認定証」発行のための申請手続きは必要ありません。ご自身がその区分であるのに健保組合から「限度額認定証」が届かない場合は下記にお問い合わせください。

以上

大阪府電気工事健康保険組合（06-6486-9013）